

岐阜県小学生バレーボール連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は、岐阜県における小学生バレーボールの中枢となり、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 小学生バレーボール競技大会の開催
- ② 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
- ③ 小学生バレーボールに関する指導者の育成と指導者講習会、研修会の開催
- ④ 小学生バレーボールに関する審判員の育成と審判講習、研修会の開催
- ⑤ その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同し、加盟する会員をもって組織する。

(事務局)

第5条 本連盟は、事務局をおく。

2 本連盟には、岐阜支部、西濃支部、中濃支部、可茂支部、東濃支部、飛騨支部を置く。

3 各支部の管轄区域は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜支部・・・岐阜市、各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、本巣郡、羽島郡
- (2) 西濃支部・・・大垣市、海津市、安八郡、養老郡、揖斐郡、不破郡
- (3) 中濃支部・・・関市、美濃市、郡上市
- (4) 可茂支部・・・美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
- (5) 東濃支部・・・多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
- (6) 飛騨支部・・・高山市、飛騨市、下呂市、吉城郡、大野郡

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く

会 長 1 名	副会長 若干名
理事長 1 名	副理事長 若干名
常任理事 若干名	事務局長 1 名
主 事 若干名	評議員 若干名
会 計 1 名	監 事 2 名

2 本連盟に顧問・参与を置くことができる。

(選出方法)

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

- ① 会長、副会長は評議員会（総会）で推戴する。
- ② 評議員は、加盟チームより1名を選出する。

- ③ 常任理事は、各支部の評議員の互選により選出するものとする。

人数は概ね30名程度とし、各支部の常任理事数は支部登録チーム数の比率で決める事を原則とする。

また、会長推薦として5名以内で選出することができる。

- ④ 常任理事は、会長名でこれを委嘱する。
- ⑤ 理事長及び副理事長は、評議員会（総会）において常任理事の中より選出し、会長名でこれを委嘱する。
- ⑥ 監事は、評議員会（総会）において評議員の中より選出し、会長名でこれを委嘱する。
- ⑦ 事務局長は、評議員会（総会）において常任理事の中より選出し、会長名でこれを委嘱する。
- ⑧ 主事及び会計は、評議員会（総会）において常任理事の中より選出し、会長名でこれを委嘱する。
- ⑨ 顧問、参与は、本連盟に功労のあったもの又は学識経験者を評議委員会（総会）の推薦によって会長名でこれを委嘱する。

（任 務）

第8条 役員の業務分担は次の通りとする。

- ① 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事長は、評議員会（総会）を代表し、常務を処理執行する。
- ④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤ 常任理事は、常任理事会を組織し、常務を処理する。
- ⑥ 評議員会は、重要事項を審議する。
- ⑦ 監事は、会計を監査する。
- ⑧ 事務局長は、本連盟の総括的事務を処理する。
- ⑨ 主事は、本連盟の事務を処理し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- ⑩ 会計は、本連盟の会計事務を執行する。
- ⑪ 顧問、参与は、会長及び評議員会（総会）の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べること

ができる。

（任 期）

第9条 役員の任期は2カ年とし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠損が生じた時には、第7条により後任者を選出する。この場合の後任役員の任期は前任者の残存期間とする。

第4章 会 議

（会 議）

第10条 常任理事会は必要に応じて会長が招集する。

毎年4月に開催する評議員会（総会）は次の事項を審議する。

- ① 役員の選出
- ② 予算及び決算
- ③ 事業計画
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他重要事項

（評議員会）

第11条 評議員会は、会長が必要に応じ1／3以上の評議員の請求があった時にはこれを招集する。

（会議の成立）

第12条 総ての会議は役員総数の1／2以上の出席がなければ成立しない。

（議 決）

第13条 総ての会議の決定は、その出席役員の過半数の決議による。

2 会議に出席できない役員は、他のものに委任することができる。

第5章 委 員 会

（委員会）

第14条 本連盟には、指名委員会及び次の専門委員会を置く。

2 競技委員会、審判委員会、指導普及委員会、総務委員会、強化委員会、倫理委員会

3 委員会の設置並びに解散は評議員会（総会）の承認を得てこれを行う。

4 委員会の機構並びに業務内容については別にこれを定める。

（委員長）

第15条 委員会に、常任理事会において常任理事の中より選出された委員長を置く。

2 委員会は、必要に応じて副委員長を置くことができる。

3 委員は委員長が推薦し、常任理事会の承認を得て会長名でこれを委嘱する。

第6章 登 録

（加盟登録）

第16条 加盟団体および選手は、「日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定」および「JVAメンバー制度」により、毎年4月30日までに登録を完了しなければならない。

（加盟登録金）

第17条 本連盟の加盟登録金は次の通りとする。

① チーム登録費は男・女別登録とし、団体会員 4, 500円

（内、2, 000円は岐阜県バレーボール協会分）

② 選手登録費は「JVAメンバー制度」により、チームで「（財）日本バレーボール協会」に納入しなければならない。

第7章 会 計

（会 計）

第18条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

① 会員の加盟金

② 競技大会の参加料

③ 補助金

④ 寄付金

⑤ その他

（会計年度）

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

（監 査）

第20条 本連盟の予算並びに収支決算は監事の監査を経たうえ評議員会（総会）の承認を得なければならない。

第8章 雑 則

（細 則）

第21条 本連盟の規約施行について必要な細則は、常任理事会において定めることができる。

（規約改正）

第 2 2 条 本連盟の規約改正は、評議員会（総会）において 3 分 2 以上の賛成を得なければならない。

附 則

本規約は、平成 3 年 3 月 2 4 日より執行する。

平成 1 8 年 1 月 1 5 日 改正

平成 1 9 年 4 月 8 日 改正 第 1 6 条・第 1 7 条を改正

平成 2 1 年 4 月 1 2 日 改正 第 7 条の③を改正

平成 2 2 年 4 月 1 1 日 改正 第 1 4 条の 2 を改正